

理事長、理事、監事及び評議員の報酬・費用等に関する規程

社会福祉法人 東京育成園

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人東京育成園（以下「本法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬・費用・交通費等に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図るためのものである。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬等は別表1及び別表2で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（宿泊費を含む）、手数料等及び諸会議出席のための交通費をいう。報酬等とは区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 本法人は、常勤役員及び常勤的非常勤役員の職務執行の対価として別表1の報酬を支給することができる。

（退職慰労金）

第4条 退職慰労金は、別表2の額を支給することができる。ただし平成30年4月1日以降の勤務実績を対象とする。

2 本人の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職した場合は支給しない。

（役員住宅）

第5条 理事長または理事が、24時間365日当法人の利用児童の安全確保、緊急事態対応等の非常時に対応する責を負う場合は、園の敷地内あるいはこれに近接する場所に居住するための住宅を提供することができる。

（費用）

第6条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

（公表）

第7条 本法人はこの規程を役員報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（適用除外）

第8条 施設の職員を兼務する役員はこの規程を適用しない。

（改正）

第9条 この規程の改正は評議員会の議決により行うものとする。

付 則 この規程は、平成16年4月1日より実施する
この規程は、平成22年4月1日より改定して実施する
この規程は、平成29年4月1日より改定して実施する
この規程は、平成30年4月1日より改定して実施する
この規程は、令和元年5月1日より改定して実施する
この規程は、令和2年7月1日より改定して実施する
この規程は、令和4年4月1日より改定して実施する
この規程は、令和6年4月1日より改定して実施する

別表 1 報酬

理事長	業務内容 次に示す法人運営、施設運営上の実質的な責任を担い、概ね週25時間から35時間勤務する理事長の場合 1. 事業の統括 (1) 児童養護施設東京育成園統括園長 (2) オリーブア保育園統括園長 (3) フォスターホームサポートセンター長 (4) 子ども子育て研究所長 2. 事業の企画と推進 (1) 中長期計画「プロジェクト21」の策定と進捗管理 (2) 法人本部事業計画及び予算書の作成 (3) 法人本部事業報告及び決算書の作成 3. 人事及び職員の育成 (1) 職員採用人事、職員配置の決定 (2) 職員の職務分掌の決定 (3) 職員の評価方針の決定 4. その他定款細則等に定める事項				
	業務内容	報 酬			
		労働条件通知	業務の報酬		諸会議出席1回当りの報酬（書面決議を除く）
			給与	賞与	
	上記のとおり ※ 2	有	基本給月額 396,200円 理事長手当月額 120,000円	給与×国家公務員 期末勤勉手当率	0円
理事	不定期に単発で業務を行う理事の場合	無	5,000円/時間		15,000円
理事長・理事	職員住宅現物給付相当額	無	理事長・理事による役員住宅利用の際の現物給付額月額 19,754円		
理事長・理事の報酬年総額上限 17,000,000円					
監事	監事監査等の監事としての業務の遂行	無	監事監査20,000円/回		15,000円
監事の報酬年総額上限 400,000円					
評議員		無	無		15,000円

※ 1 諸会議とは、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会をいう。

※ 2 業務遂行の場合の報酬の支払いについて

- ・報酬の締め切り

報酬支払対象期間は当月 1 日から当月末日とする。

- ・報酬の計算

1 円未満の端数を生じた場合はその端数は四捨五入する。

- ・報酬の支払い日・支払い方法

- 給与

給与は毎月 25 日に支給する。ただし、当日が金融機関が休みの場合にはその前日とする。報酬は通貨で直接支給する。ただし、希望者があれば、報酬を銀行等の金融機関に設けられた本人名義の預金口座に振込むものとする。

- 賞与

賞与は毎年 6 月と 12 月に支給する。国家公務員期末勤勉手当率に変更されたときは、3 月に差額精算を行う。

- 退職慰労金

退職後 3 か月以内に支給する。

- ・報酬の減額

所定の業務執行時間の全部又は一部について業務を執行しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する基本給並びに賞与は支給しない。従事しなかった時間を該当月の勤務すべき総所定業務執行時間で除した割合に報酬総額を乗じた金額を減額する。なお、賞与の夏期手当の計算期間は前年の 12 月 1 日から 5 月 31 日までとし、冬季手当の計算期間は 6 月 1 日から 11 月 30 日までとする。

- ・病欠欠勤時の報酬

業務外の負傷または疾病により業務を遂行しなかった期間は基本給並びに賞与は支給しない。

- ・中途退職の報酬

月の中に退職した場合の基本給は日割り計算とする。賞与については、夏季賞与と冬季賞与は、それぞれ支給当日に在籍していなければ支給しない。

別表 2

名 称	業 務 形 態	退職慰労金の額			備 考
		労働条件通知	勤続年数	金 額	
理 事 長	週25時間から35時間勤務 する場合	有	1年	601,000	
			2年	1,203,000	
			3年	1,804,000	
			4年	2,405,000	
			5年	3,007,000	
			6年	3,608,000	
			7年	4,209,000	
			8年	4,811,000	
			9年	5,412,000	
			10年以上	6,013,000	
	不定期に単発で業務を行 う理事長の場合	無	支給しない		